

美作市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業の申請について

1. 事業の目的について

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要介護者の地域での生活を支える訪問介護や通所介護の在宅サービスが、訪問等の効率が悪い中山間地域においても継続して提供されることを目的として、訪問系・通所系介護サービスを提供する介護サービス事業者に、予算の範囲内で補助金を交付するもの。

2. 補助対象サービス

(1) 訪問系サービス

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護

※ 介護予防サービスは対象となりません。 ※ 施設みなしのサービスは対象となりません。

(2) 通所系サービス

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護※¹、複合型サービス※²

※¹※² 訪問、通所のいずれのサービスも行われますが、便宜上通所系サービスに区分しています。

※ 介護予防サービスは対象となりません。 ※ 施設みなしのサービスは対象となりません。

3. 交付要件・交付額

(1) 補助対象期間

令和 8 年度（令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までのサービス提供分）

(2) 交付申請受付期間

令和 8 年 7 月 6 日(月)～令和 8 年 9 月 30 日(水)

※ 同一の事業者で複数のサービスを提供している場合は、サービス種別ごとに申請が必要です。

※ 交付申請を検討している場合は、電話予約の上で事前相談を行ってください。

(3) 対象サービスと補助金の基準額

① 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 ※介護予防サービス、施設みなしのサービスは対象外

区分	補助対象事業区分	基準額	補助率	交付額
1	<u>特別地域加算対象地域内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道20分以上である場合</u>	基本報酬の10パーセントに10円を乗じて得た額	10 分の 10 ただし、通所系サービスについては、片道のみ送迎を行った場合は、2分の1とする。	基準額の合計額に補助率を乗じた額 ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる
2	<u>特別地域加算対象地域内に所在する事業所が、中山間地域等内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道20分以上である場合</u>			

② 定期巡回・随時対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス ※介護予防サービスは対象外

区分	補助対象事業区分	基準額	補助率	交付額
1	<u>特別地域加算対象地域内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道20分以上である場合</u>	サービス提供回数に定期巡回・随時対応型訪問介護にあつては370円、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにあつては700円を乗じて得た額	10 分の 10	基準額の合計額に補助率を乗じた額 ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる
2	<u>特別地域加算対象地域内に所在する事業所が、中山間地域等内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道20分以上である場合</u>			

(4) 補助上限額

区分	サービス種別	上限額(千円)
1	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護	465
2	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	933

※ 1つの事業所が複数の市町村から補助金の交付を受ける場合は、交付額の合計を補助上限額とします。

(5) 補助対象となる地域

① 補助対象事業区分 1 「特別地域加算対象地域」

下記表の地区内に居住する利用者に介護サービスを提供した場合で、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道20分以上である場合は補助対象となります。

旧梶並村	右手・真殿・梶並・楮・東谷上・東谷下
旧栗広村 2-1	長谷内・馬形・宗掛
旧大野村	川上・滝・野形・桂坪・笹岡
旧東栗倉村	後山・太田・川東・中谷・野原・東青野・東吉田
旧豊田村	北原・友野・山口・山外野・大原・猪臥・海内・平田
旧巨勢村 2-1	巨勢・海田
旧福山村	万善・国貞・鈴家・田淵・柿ヶ原
旧巨勢村 2-2	尾谷
旧河会村	上山・中川・横尾・北・南・滝ノ宮

② 補助対象事業区分 2 「中山間地域等」

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、美作市全域が中山間地域等と定められています。特別地域加算対象地域内に所在する事業所が、中山間地域等内に居住する利用者にサービスを提供した場合で、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道20分以上である場合は補助対象となります。

(6) 訪問又は送迎に要する時間について

事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が片道20分以上である場合を補助対象とします。市から調査等の求めがあった場合は、関係書類を提示・提出できるよう、根拠となる資料、運行記録及びサービス提供記録は適切に保管してください。

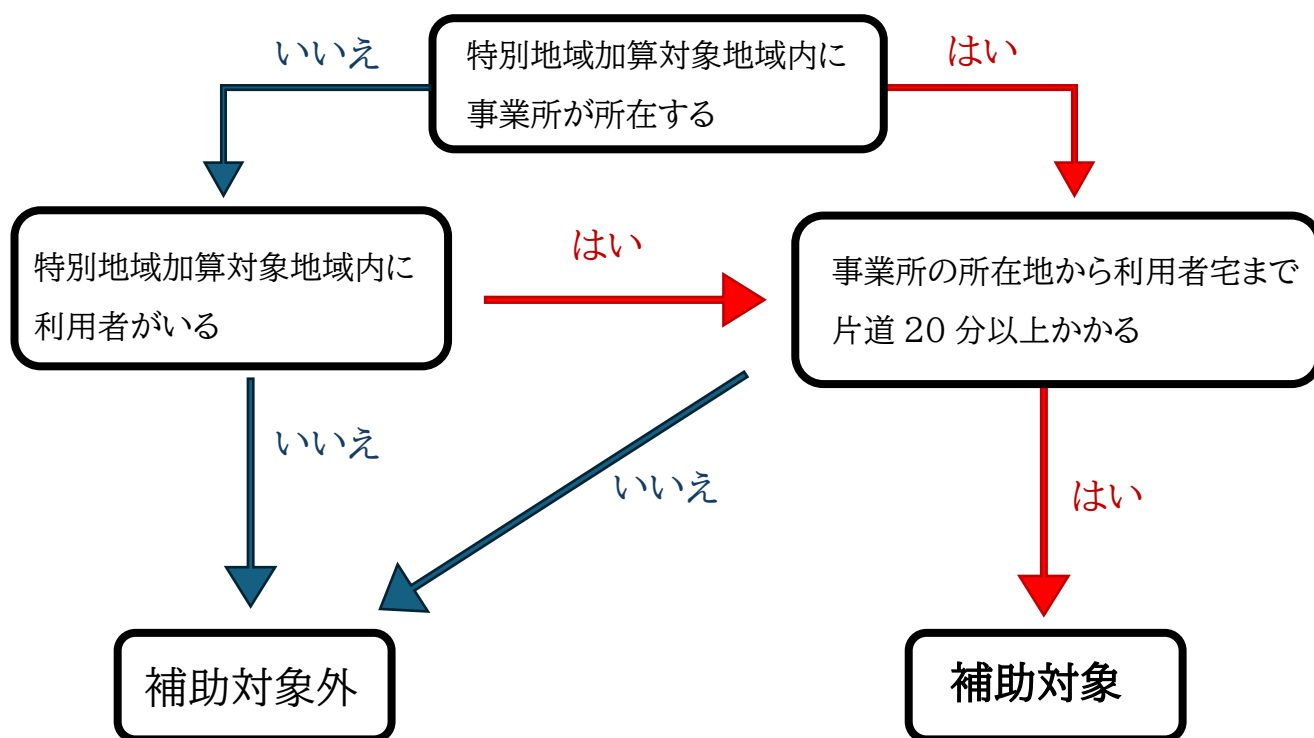
※ 事業所の所在地から利用者宅までに要する時間は、経由地を挟まないものとします。

(例) 事業所から利用者である A 氏宅までの時間

① **事業所** → **A 氏宅** (事業所から A 氏宅間で所要時間が片道 20 分以上となる場合) 補助対象

② **事業所** → **B 氏宅** → **A 氏宅** (B 氏宅を経由したことで所要時間が片道 20 分以上となる場合) 補助対象外

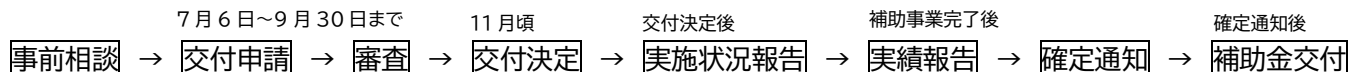
(7) 補助対象可否フローチャート



※ 事業所の所在地から利用者宅までに要する時間は、経由地を挟まないものとします。

4 申請手続きについて

補助金交付までの事務の流れは次のとおりです。



(1) 申請様式について

申請様式	様式第1～9号 申請書等 Word ファイル
	別紙1～5 事業所一覧表 Excel ファイル
	附表1-1～5-2 計画書等 Excel ファイル

※ 市ホームページに掲載しています。

※ 様式第1～9号、別紙1～5については、事業者ごとに作成してください。附表については補助対象事業所ごとに作成してください。

(2) 事前相談

交付申請を検討している場合は、電話予約の上で事前相談を行ってください。

(3) 交付申請（令和8年7月6日～令和8年9月30日）

交付申請は事業者ごとに行いますが、補助対象事業所ごとに計画書等(③～⑤)の作成が必要です。

提出書類	① 様式第1号 補助金交付申請書
	② 別紙1 事業所一覧表(補助金交付申請用)
	③ 附表1-1 補助金所要額調
	④ 附表1-2 年間計画内訳
	⑤ 附表1-3 年間実施計画書
	⑥ 様式第2号 誓約書
	⑦ 様式第3号 納税状況の調査に係る同意書
	※ 基本情報入力シートも併せてご提出ください。
	※ 片道20分であることの根拠資料もご提出ください。

(4) 交付決定（令和8年11月頃(予定)）

交付申請書類の受理後、内容の審査を行い、交付決定通知書を送付します。

(5) 実施状況報告（月次）

交付決定がなされたら、補助対象事業所ごとに実施状況をまとめ報告してください。

提出書類	① 様式第6号 実施状況報告書
	② 別紙4 事業所一覧表(実施状況報告用)
	③ 附表2 実施状況報告明細書
	④ 附表3 実施状況集計表
	※ 基本情報入力シートも併せてご提出ください。
	※ 片道20分であることの根拠資料もご提出ください。

※ 提出期限は、サービスを提供した月の翌月10日です。

※ ただし、補助対象となる利用者が月に 10 人以下の場合は 3 か月に 1 回の報告で構いません。
 ※ 令和 8 年 4 月分から補助対象となるため、交付決定後、遡って状況報告をする必要があります。
 (例) 令和 8 年 8 月に交付申請をし、令和 8 年 11 月に交付決定があった場合
 令和 8 年 12 月 10 日までに、令和 8 年 4 月分～11 月分までの実施状況報告を行う。
 令和 8 年 12 月分からは月次報告となるが、補助対象となる利用者が月に 10 人以下の場合は 3 か月に 1 回の報告で良い。

(6) 変更申請

交付決定後に補助事業の変更、中止、廃止をしようとする場合は変更申請が必要です。

提出書類	① 様式第 5 号 計画変更・中止(廃止)申請書
	② 別紙 3 事業所一覧表 (計画変更・中止(廃止)申請用)
	③ 附表 4-1 補助金所要額変更調
	④ 附表 4-2 補助金所要額変更内訳
	※ 基本情報入力シートも併せてご提出ください。

※ 変更内容が補助金の額の 20%以内の軽微な変更の場合は、変更申請を省略することができます。

(7) 実績報告

補助事業が完了若しくは中止、廃止の承認を受けたら、実績報告書を作成し提出してください。

提出書類	① 様式第 7 号 実績報告書
	② 別紙 5 事業所一覧表(実績報告用)
	③ 附表 3 実施状況集計表
	④ 附表 4-1 補助金所要額変更調
	⑤ 附表 4-2 補助金所要額変更内訳
	⑥ 附表 5-1 年間実績報告
	⑦ 附表 5-2 年間実績報告内訳
	※ 基本情報入力シートも併せてご提出ください。

※ 提出期限は、令和 9 年 2 月以前に事業を完了、中止、廃止をした場合は、完了日または承認日から起算して 30 日を経過する日まで。令和 9 年 3 月提供分をもって事業を完了する場合は、令和 9 年 4 月 15 日までです。

(8) 確定通知

実績報告書類の受理後、内容の審査を行い、交付確定通知書を送付します。

(9) 補助金交付

確定通知後、請求書の提出をもって補助金の支払いを行います。

補助金の支払いは事業者ごとに行います。

提出書類	① 様式第 9 号 補助金交付請求書
	② 補助金確定通知書の写し
	③ 事業所一覧表(補助金確定通知)の写し

※ 市からの確定通知以前に補助金を交付することはできません。

(10)参考（実施計画の積算方法について）

実施計画の作成にあたっては、「附表 1－3 年間実施計画書」をご利用ください。

利用者一人ひとりの利用状況を基に交付申請額をもとめます。

(例 1) 訪問介護事業所が特別地域加算対象地域内に居住する利用者に対してサービスを提供した場合

基準額 (利用者※ごとの基本報酬 × 10% × 10 円) ※特別地域加算対象地域内に居住し、事業所の所在地から利用者宅まで片道 20 分以上かかることが条件	×	月間サービス提供 予定回数(月平均)	×	12 か月
--	---	-----------------------	---	-------

(例 2) 特別地域加算対象地域内に所在する訪問介護事業所が利用者に対してサービスを提供した場合

基準額 (利用者※ごとの基本報酬 × 10% × 10 円) ※事業所が特別地域加算対象地域内に所在し、利用者宅まで片道 20 分以上かかることが条件	×	月間サービス提供 予定回数(月平均)	×	12 か月
---	---	-----------------------	---	-------

(例 3) 小規模多機能型居宅介護が特別地域加算対象地域内に居住する利用者に対してサービスを提供した場合

基準額 (利用者※ごとの月間サービス提供予定回数(月平均) × 700 円) ※特別地域加算対象地域内に居住し、事業所の所在地から利用者宅まで片道 20 分以上かかることが条件	×	12 か月
--	---	-------

(例 4) 特別地域加算対象地域内に所在する小規模多機能型居宅介護が利用者に対してサービスを提供した場合

基準額 (利用者※ごとの月間サービス提供予定回数(月平均) × 700 円) ※事業所が特別地域加算対象地域内に所在し、利用者宅まで片道 20 分以上かかることが条件	×	12 か月
---	---	-------

※基本報酬は加算部分、減算部分を含まないものとします。